

5 コマ 北海道総合開発推進調査費（北海道開発計画調査等経費）

【石田会計課長】 それでは、皆様おそろいになったようでございますので、若干早いですが、始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

では、第5コマ目でございます。北海道総合開発推進調査費、その中の北海道開発計画調査等経費の関係でございます。

まず、担当局のほうから概要の説明をさせていただきます。

【説明者】 北海道局でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回のレビュー対象でございます北海道開発計画調査等経費は、北海道総合開発計画の企画、立案、推進のための経費でございます。

まず、北海道開発計画についてでございますが、総合開発計画は、北海道のポテンシャルを国全体の発展に活用するため閣議決定された計画でございます。国全体、国土計画全体といたしましては、国土形成計画の中に、全国ほかのブロックにも同様な計画がございます。東北、北陸等のブロックにおきましては、広域地方計画がございます。沖縄には、沖縄振興計画がございます。政府で、今申しました国土形成計画等の改定が行われている中、北海道につきましても、自治体さん等のご意見も踏まえつつ、次期計画の策定を審議いただいているところであります。

北海道総合開発計画と申しますのは、交通ネットワークの整備や、河川等の防災対策、農林水産業の基盤整備など、公共事業をはじめ、産業振興等の多様な内容が含まれてございます。本対象となっております事業につきましては、計画本体の企画、立案とともに、計画推進のためのソフト事業の一翼を担うものでございまして、計画の全てではございません。

事業の概要については、ご説明の資料の4ページでご説明申し上げます。恐縮ですが、4ページをお開きいただきたいと思います。北海道開発計画調査等経費についてというタイトルでございます。大きく2つに分かれております。

1 ポツですが、北海道総合開発計画推進経費ということでございまして、これは関係行政機関や地域の連携を図るための経費でございます。

2 ポツですが、開発計画基本調査経費とありまして、これは計画の主要施策の推進に向けた基礎調査や、計画のフォローアップ、下のほうでございますが、経済社会動向の把握などを行うための費用を構成するものでございます。基礎調査につきましては、4ページ

の中断から下のところに4つのピンク色の囲みがございますが、このテーマで実施してございまして、各委員の方々には調査報告書を送らせていただいたところでございます。

調査内容の決定並びに調査成果の普及等につきましては、このページの右上に、地域との連携等とございますが、この中にあります「地域づくり連携会議」の場等を活用いたしまして、地域ニーズを十分把握し、自治体とも連携して調査を進めているところでございます。例えば、26年度の調査、インバウンド観光振興の調査を契機といたしまして、北海道さんや関係する自治体の方々と協力し、東京オリパラの際の事前合宿等を誘致することといたしまして、この調査の中で作成した小冊子を活用して、今月から、私どもと道庁さん、札幌市さん、その他自治体さんと一体となりまして、在京の各国大使館、領事館等へ飛び込みで誘致活動を実施する予定となっております。自治体や関係省庁との間で調査内容の重複がないように実施してございます。

他方、基礎調査の内容は、情報収集・分析の基礎的なものにとどまっておりますが、自治体や民間企業の方がより効果的に活用するような改善、北海道関係市町村、民間企業さん等の連携をさらに強化することが今後の課題と考えているところでございます。例えば、個別の調査ごとに、テーマごとに、自治体や民間企業の方と連携して、取り組みを深掘りするための体制や、有識者の方々から調査成果の評価、普及方策等の提言をいただく体制など、さまざまな工夫を考えていきたいと考えております。

この事前勉強会では、さまざまなご指摘をいただいたところでございますが、本事業は、国としての調査の必要性に加えまして、地元の自治体さんをはじめとする強いニーズの存在、地域での取り組みの促進させる触媒としての効果などを考えると、引き続き必要なものと考えておる次第でございます。

最後に、アウトカム指標についてでございますが、これもご指摘をいただいたところであります。開発計画本体の目標ないし進捗管理につきましては、委員ご指摘も勘案しつつ、次期開発計画の策定過程で検討してまいりたいと考えております。

他方、本事業の調査としてのアウトカム指標につきましては、開発計画本体の政策評価指標を借用してきたところでございますが、基礎調査の性格上、成果が数字になってあらわれるまで時間を要するという、アウトカム指標の変化のうち、どの程度が基礎調査の成果なのかを、関連するその他の施策の効果と切り分けることが難しい要素があるということなど、改善の余地もあると認識してございます。このため、本事業のアウトカム指標につきましては、調査の効果をどのように測定するかという観点から、見直しの検討を

進めてまいりたいと考えております。

ご説明は、以上でございます。

【石田会計課長】 続きます、当方として想定しております論点について、3つ提示をさせていただきたいと思っております。

1点目は、北海道総合開発の推進に必要な基礎的な調査の改善の関係でございます。先日の事前勉強会におきましても、先生方から、成果を踏まえた技術的な検討が行われていないではないかなど、調査の方法や成果の活用等についていろいろご指摘をいただいたところでございます。地方公共団体や民間企業がより効果的に活用できる調査となるように、調査の改善策について、引き続きご論議をいただければと思っております。

また、2点目は、先ほどの説明にもありました地方公共団体、民間企業との体制づくりの関係でございます。現在も、北海道、市町村等との連携に取り組むとともに、産学官金との連携に努めているところでありますけれども、より幅広いニーズを把握して、成果の活用のための体制づくりが必要との認識をしているところでございます。その辺の改善策についても、ご審議をいただければ幸いと思っております。

また、3点目は、業務発注関係でございます、レビューシートの支出先上位10者リストなどを見ていただきますと、本事業はかなり一者応札が多い状況がございます。そういった入札関係の改善についても、ご意見等を賜れば幸いです。

これに加えまして、先ほど説明者のほうから説明ありました指標の関係、こういったものについても多分ご審議の対象になるかと思っておりますが、引き続きご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

【石堂委員】 個別の事業の可否の前に、本事業のたてつけと申しますか、それについてちょっとご意見を賜りたいと思うんですけれども。資料の1ページにありますように、2段目に、この総合開発計画についての法的根拠というのがあります、北海道開発法によるんだというふうになっております。これは、注記にありますように、北海道開発法第2条第1項に総合開発計画が書いてあるということで、これは私もネットで調べましたら、北海道開発法というのは、たった4条しかない、非常に小ぢんまりした法律になってまして、ここに第2条の第1項がありますように、北海道総合開発計画の目標が、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するためと書かれていて、これもこの資料でまさしくそのとおりだというふうになっているわけですが、何せ昭和25年にできた法律ですから、今から65年前ですね。ここに言っている国民経済の復興というのは、まさしく戦

災からの復興であり、人口問題の解決というのも、聞くところによれば、終戦による引揚者の人口をどう解決するかだという、そういう趣旨の文言だと聞いております。そうすると、いかにももう時代が離れ過ぎちゃっているのではないかと。この目的を達成するために総合開発計画があり、それに基づいて今いろいろやっているんですということが説得力を持つかどうかというところに、非常に根本的に疑問に思います。

それで、レビューシートの2枚目、前回の事業仕分け第1弾での意見というのが一番下のところの備考欄に載っていますけれども、この段階でも、北海道局、北海道開発局の歴史的使命は終わったのではないかという意見が多かったという書き出しがありまして、最初に言いましたように、今日、ここに上がってくる個々の事業の可否とは別に、この総合開発計画というものそのものについて、何か位置づけを変えたほうがいいのではないかというふうに率直に思うんですけれども、その辺についてご意見賜りたいと思います。

【説明者】 委員ご指摘のとおり、そもそも法律を対象にしていないものではございますが、御下問でございますので、私どもの考え方をご説明申し上げます。

まず、北海道開発と申しますのは、昭和26年以降、この法律の下で、その時々々の国の課題解決に貢献したということでございます。したがって、今日なお宗谷海峡を経て、ロシアとの国境がある、あるいは、北方領土問題というのは未解決のままです。国として、国の中で食糧基地としての位置づけを引き続き担ってございます。積雪寒冷地は、引き続き積雪寒冷地でございます。アイヌの方々との共生の課題も有しておりますという意味で、北海道特有の課題というものは変わっていないということで認識してございます。したがって、古いということをもっておかしいということにはならないのではないかと。その時々々の国の課題解決に貢献してきたということの評価していただきたいと考えるものであります。

今後も北海道は全国に先駆けて人口減少社会が構成されていきますので、人口減少下にあっても地域がしっかり持続していく、北海道の特色である食と観光がしっかり維持していくというための先導的なモデルの構築をはじめ、エネルギー問題の安定への寄与、環境への寄与、あるいは、国家的災害への貢献など、北海道の重要性は失われていないというふうに考えてございます。

【石堂委員】 ありがとうございます。

ただ、私は、国のやることというのは、最終的に根拠をたどっていけば法律にたどり着くと思っているんですよね。そして、皆さんも資料の中に北海道開発を掲げてきたという

ことは、やっぱりここにあらゆる施策の根拠があるんですということを、資料そのものが言っていると思うんです。今おっしゃったように、その時々の問題の解決をやるんだということが、この根拠法から読めるかどうかということだと私は思っていますので、古いかから否定するという事ではないんです。皆さんがやろうとしていることの法的根拠がこれでいいんですかということを知りたいわけなんです。

この根本論だけやってもしょうがないとは思いますが、もうちょっとお答えいただければと思うんですけどね。

【説明者】 法律的には読みかえが可能であるという解釈で整理してございます。

【石堂委員】 ということは、このような法文を読みかえて適用しているんだということですか。

【説明者】 さようでございます。

【石堂委員】 その読みかえは、いつ整理されたんですか。

【説明者】 すみません、若干補足させていただきます。

こちらの北海道開発法の第2条の第1項でございますが、点線で省略されている部分がございますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を昭和26年度から当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとするということで書いてございます。ここの部分の国民経済の復興及び人口問題の解決という部分は、昭和26年度から実施するという部分に中心にかかっているところでございます。

一方で、北海道開発法の中には、第1条として、法律の目的としては、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を定めると。また、第2条の1項の次の2項というのがございまして、開発計画というものが、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画ということで規定をされてございます。ですので、国民経済の復興及び人口問題の解決という部分が全てを規定しているというわけではございません。

実際に問題として考えた場合に、例えば、戦後の復興期が終わりまして、高度成長期に入った段階で、これらの文言というのが、厳密に考えますと、直接そぐわなくなっている部分、そこはあったかとは思いますが、政府の類似の開発計画の策定で、その時々課題、例えば、石炭の開発ですとか、あるいは、多極分散型国土の形成、そういった時々課題

を解決するというので、開発計画を立てさせていただいております。

【石堂委員】 お気持ちはわかりますけれども、第2条の第2項というのは、「開発計画は」という言い出しで、これは第1項の総合開発計画の説明ですから、やはり第1項の制約を受けると思うんです。それで、皆さんの今の説明からいけば、ここに第2条を掲げたことがおかしかったのか。第1条を掲げれば、もっとうーんと広く読めるわけですけども。そうなのか、それとも、この第2条は第2条で生きているんだけど、今適用されるべき法律根拠というのは、これと内容が違うというのであれば、いつにせよ、それが決まったときの、その内容をここに掲げていただくのが適切だったのではないのかと考えます。

もう、さっきも言いましたように、このことばかりやってもしょうがないと思うんですけども、皆さんから言えば、昭和25年の法律でやっているわけではないというお答えなのかもしれないけれども、この資料を見る限りは、まさしくそうとしか見えないので、ちょっと違和感があるなということです。ありがとうございました。

【石田委員】 今回のページのところに、北海道総合開発計画のこちらの事業、企画、立案、推進に必要な経費ですよ。それは企画に資する調査、立案に資する調査、推進に資する調査という理解でよろしいですか。それとも、皆さんがもう総合開発計画の企画の事務局なんですかね。

【説明者】 総合開発計画の立案につきましては、私どもの北海道局におきまして、国土審議会の北海道開発分科会というところに大臣から開発計画改定の諮問がなされましたので、そちらのほうにさまざまな資料をご提出して、ご審議をいただいて、それを取りまとめた上で、各省協議にかけて、閣議決定していくというような段取りになってございます。

【石田委員】 ですから、おつくりになるのは、実際にはこの開発分科会なんですよ。でも、こちらは、その事務局というか、企画に必要な調査、立案に必要な調査ということですから、皆さんがもうほとんど中心になって北海道総合開発計画の企画、立案に積極的に携わるというか、この調査費が寄与していく。どういうふうに理解すればいいんですかね。

じゃ、ちょっと質問を変えますね。総合開発計画の企画、立案、推進に必要な経費ですよ。ですから、総合開発計画には、皆さんのこの企画、立案された調査はどの程度入り込まれているんですか。その貢献度というんですかね。企画と立案のための調査なんです

よね。その調査はどういうふうにかきちんとフィードバックされているのか。例えば、総合開発計画のうち、私どもの調査の50%が反映されていますよとか、そういう具体的な数字をちょっと教えていただきたいんですけど。

【説明者】 申し訳ないんですけども、具体的な数字というのが大変難しいんですが、一例を申し上げますと、人口減少下においても北海道の地域構造が維持できるかどうかという観点につきまして、委員にもお送りさせていただいた将来展望に関する調査というのを行ってございます。

そこで、職員のほうがコンセプトを考えました北海道の生産空間の維持ということに関しましては、次期計画の1つの柱として考えてございます。

【石田委員】 そうすると、ちょっと言葉をかえると、皆さんのこの調査というのが企画、立案に非常に参考になっていると、もうきちんとそこに意見を届けて、審議していただいているという理解でよろしいわけですね。だから、総合開発計画にはこういった企画をすべきでないかというようなことのご提案はされていらっしゃるという理解でよろしいですか。

【説明者】 さようでございます。

【石田委員】 そうしますと、北海道のこの総合開発計画なんですけど、このポンチ絵の一番最後のところ、アウトカム、成果指標のところを見させていただきますと、今回のアウトカムも、代表指標の項目数を毎年9分の6以上を目指す。この9分の6以上を目指してどういうことなんですかとすると、進捗が見られるというようなご説明を前回の勉強会のときにお話しいただきましたが、総合計画ですよ。皆さん、この総合開発計画には具体的な数値目標というのはお持ちになっていらっしゃるんですか。いつまでに、何を、幾つにするかという、アウトカムの具体的な数値目標。

【説明者】 現行の7期計画におきましては、具体的な数字、数値目標というものは設定されてございません。

【石田委員】 今、県をはじめとする地方自治体は、みんな総合計画で、どんなに難しいと思われてもアウトカムについて挑戦的な数値目標を持つというのが、もういわば常識になっているわけですね。もしもこの分科会で数値目標の話が出ないのであれば、逆に、皆さんが事務方として、後ろで支えるところとして、やっぱり数値目標がなかったら頑張れないですね。ちょっと進捗したら黄色にして、それで、進捗しなかったら進捗できませんでしたら、頑張っても頑張らなくても同じになってしまうので、そこはもっと

きちんと数値目標を出すべきという、そういうものを皆さんがお考えになられるべきではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【説明者】 計画の目標と当該調査費の成果をどのように測るべきかということについては、我々としては別の問題と認識してございます。

委員ご指摘の、次の計画でどのような目標を持つべきか、あるいは、どのような進捗管理を数値でもって測るべきかという点に関しましては、委員のご指摘も踏まえて、検討してまいりたいと考えてございます。

【永久委員】 じゃ、私から質問で。今の資料をいただいて、ものすごい資料、ありがとうございました。DVD満杯ぐらゐの資料ですけども、今の北海道開発将来展望にかかわる調査というやつ、見せていただきましたけれども、いろんな省庁でやられている調査の、これ、編集ですね。もう既にある既存のデータを、並べ方をちょっと変えたというか、それがずっと並んでいるというような感じで、これに対してどういうインプリケーションがあるのかというようなことまでは全然提示してなくて、単純に表が載つけられているというものですって感想をまず述べさせていただきます。

1つ確認したいことがあります。これは北海道総合開発計画ですね。それで、一方で、道庁のほうで総合計画もつくっていて、開発が抜けていますけれども、新・北海道総合計画というのがあって、別名、北海道未来創造プランというふうになっていますね。この2つの関係というのはどうなっているのか。

さらに、北海道未来創造プラン、道庁がやっている総合計画ですけども、これにもいろんな調査がされているはずで、そうしたものの重複等とか、あるいは、使われ方というものの確認をしたいんですけども。

【説明者】 私どもの北海道総合開発計画は、国の立場で、国の課題解決に資するために、政府全体として今後の北海道開発をどのように取り組んでいくかということを経営的に取りまとめるものでございます。

対しまして、北海道さんの長期計画につきましては、北海道の立場で、北海道のこの先の将来の計画を立てるものでございます。

その間の関係でございますが、お手元の資料の参考資料のほうになるかと存じますが、通し番号でページを打たれておりますので、7ページになりますが、私どもの総合開発計画策定の際には、右側のほうに分科会の委員名簿というのがございますが、知事と札幌市長が参画いたしまして、開発計画立案にかかわっていただいております。

それから、個別の基礎調査の予算要求実施に関しましては、事前に北海道庁さんとすり合わせまして、内容について調整を図った上で、双方の役割分担を決めて、しかるのちに、調査については、その状況について適宜参画、成果の共有を求めると、こういう形になってございます。

【永久委員】 すり合わせというのは、最初の段階で重複等とかがあるというふうに理解してよろしいんですか。

【説明者】 いえ、毎年やっておりますのは、概算要求段階で、北海道の長期計画を担当する部局と、私どもの要求の考え方について、私どもの調査に取り組んでほしいものがないかどうか、意見を求めます。

【永久委員】 同じフィールドの中で首が2つあるように見えるんですね。その首が2つある中で、お互いに調整するというのはわかるんですが、首が2つある必然性が十分よく理解できない。あるいは、1つだけではいけないのかというところで、存在理由がよく理解できないんです。しかも、それにのっっているのが、先ほどおっしゃった、話題になった昭和25年の法律。

【説明者】 具体の例で申し上げますと、観光の調査で、私どもは国の立場ですので、インバウンド観光の振興というスタンスで役割分担を担おうと思っております。しかるに、北海道さんのほうは、例えば、新幹線が開業された際の、新幹線のお客様がどのような形で函館から道内に動くかといったような調査をやりたいというようなことについては、北海道さんも単独の調査をやるという話。

【永久委員】 それは、北海道がやろうと思えばできるんじゃないですか。北海道局があるから、それをお願いしているわけであって、それがなかったら、道庁でそんな調査はできるんじゃないですか。

【説明者】 インバウンドの関係ですか。

【永久委員】 ええ。道でもやってますよね、インバウンドの調査なんて。

【説明者】 いえ、インバウンドの振興というのは、国全体で。

【永久委員】 国全体のやつでいいんですね。北海道のインバウンドは関係なくて、マクロのやつでやられていると。

【説明者】 そういう視点で、北海道へのインバウンド観光客を増やそうというものでございます。

【永久委員】 じゃ、ほかの地域にインバウンドを増やそうということはやられてない？

九州とか、ほかの地域には。北海道局ではやらないでしょうけれども、国土交通省としては、そういう特定の地域に関してはやられているんですか。

【説明者】 例えば、自転車観光の、特に台湾からのお客様が最近多くなってございますが、そこでのさまざまな調査をした成果といいますのは、例えば、本州のほうでも活用できると。

【永久委員】 いやいや、そんなことを聞いているんじゃないで、特定のほかの地域に関して、北海道にやっているのと同じようなことはやられているんですかと聞いているんです。北海道局じゃないところで、国土交通省さんで。

【説明者】 観光庁において、もちろん、観光を地域振興という立場から、それぞれの地域においての観光振興についてのいろんな取り組みというのはされております。

我々北海道局は、あくまで北海道の観光振興についてのポテンシャルを生かして、ひいては日本全国にインバウンドを高めるところを最終的な目標にして、さまざまな取り組みを行っているということでございます。

【永久委員】 北海道をそうやって特別にするというような特段の理由というのは、先ほどの昭和25年の法律に基づいているわけですね。

【説明者】 そういうことになります。

【永久委員】 とりあえず、これで結構です。ありがとうございます。

【菊池委員】 企画、立案、推進ということなので、例えば、北海道庁や、あとは、また民間に移すということも考えられると思うんですけども、その中で企画、立案は、局で行い、推進などそういったことを、例えば、道庁さんや民間に移してしまうということは、そういった発想は考えられるんでしょうか。

【説明者】 計画の推進と申しますのも、もともとの計画が、国が主語になって取り組んでいくという計画でございますので、基本的には、国が発議して、それを北海道さんとか地域の方々と一緒に取り組むことで推進を図っていくと、こういうスタンスでございます。

【菊池委員】 それは、昔というか、今も生きている法律に従ってということなんですかね。国がとおっしゃったのは。

【説明者】 根拠としてはそうありますが、特段、現地的には、地元の方々からのニーズも含めて、考え方に賛同いただき、進ませてもらっているものでございます。

【永久委員】 ちょっといいですか。1個だけ。ごめんなさい。

国がというのは、中央政府という意味ですか。限定的な主語ですか、それは。行政として、例えば、国がその大元かもしれませんが、権限はそうかもしれませんが、それを実際に実施するところは自治体であったり、あるいは、民間企業に委託するのかなんていうのは、現実として、PPPとかPFIというのがそういうことのあらわれだと思うんですけど、国というのは、中央政府が直接という意味に限定的にされているわけですか。そう解釈しなければいけないんですか、これは。

【説明者】　　そういうことではございませんで、北海道局という組織もございますし、現地に、札幌のほうに北海道開発局、あるいは、事業を実施する開発建設部とかもございますし。

【永久委員】　　それは中央政府の出先機関じゃないですか。だから、中央政府の一部ですよ。だから、中央政府以外は認めないという解釈ですね。

【説明者】　　いえ、そういう意味では全くございませんで、国と自治体と民間と住民の方と、それぞれの役割があって、それぞれの取り組みが連携して成果が上がるようにしたいと考えてございます。

【永久委員】　　国が直接関与する必要がないということにも捉えられますよね。

【説明者】　　いえ、取り組みがばらばらにならないように、ビジョンを共有した上で、国なり民間発意のよい取り組みを、実際に地域の取り組みに広げていくと。そのためのきっかけづくりなり支援というものが必要だと考えて、調査を行っております。

【石田会計課長】　　ちょっと補足を。

法律に基づいて、計画そのものは閣議決定することになっていきますので、これは主語としては、「内閣が」になります。したがって、狭い意味の中央政府がということで、これはもう解釈せざるを得ないという構成かと思います。

【永久委員】　　計画自体も、中央政府が行うということなんですね。

【石田会計課長】　　計画の策定をすることで、策定者として、それを推進する中央、根本的な部分、これは策定者が中央政府、内閣そのものですので、これはもう法定ですので、その法律が変わらない限りは。

【永久委員】　　閣議決定ですね。法律ではなくて。

【石田会計課長】　　閣議決定することが法律で決まっている以上、それは内閣として意思決定しろと書いてある、そういうことを意味しますので、閣議決定する意味を持ちますので。

【永久委員】 はい。

【石田会計課長】 あと、すみません、時間がそろそろ10分を切っておりますので、またコメントシートをよろしくお願いたします。

【村山委員】 今まで議論ありましたとおり、国と道庁との仕事の分担、あるいは重複の問題は、私も感じております。

それで、根拠法が昭和25年のもので、基本的に開発志向の書き方をしていっちゃって、そのもとでずっとやってきているので、どうしても計画の中身、あるいは調査の中身を見ても、開発とか、活性化とか、振興という言葉が多いんですね。

一方で、国としては、国土の保全という観点から、土地とか、水資源とか、それから、自然環境の保全というのをむしろ積極的にやっていく時代なのかなとも思うんですけども、開発ではなくて保全のほうの取り組みというのは、どれほど今の計画の中では検討されているのでしょうか。

【説明者】 資料の3ページをお開きいただけるかと思いますが、これは現行の7期計画でございます。このタイトルが、「地球環境時代を先導する」というタイトルになってございまして、特に中段に3つの戦略目標というものがございまして、その中の中段、「森と水の豊かな北の大地」ということを目標に掲げてございます。

そのために、主要施策といたしまして、その下の緑のところになりますが、「地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成」ということで、それに応じたさまざまな施策を進めているところでございます。

【村山委員】 大きな目標とか主要施策の理念はよくわかるんですけども、じゃ、それに基づいて具体的にどんな施策が展開されているんですか。

【説明者】 例えば、世界自然遺産になっております知床及びその周辺地域、釧路湿原、サロベツ原野に代表されるような自然公園などの自然環境の保全・再生を推進するですとか、あるいは、河川系の事業でいきますと、多自然型の川づくりをはじめ、河川や湿原、藻場、干潟等の良好な環境の保全・再生を推進する。あるいは、生物多様性の保全を重視した農林水産業の推進など、そういう生態系との共生を目指すような施策を進めているところでございます。

【村山委員】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 私のほうから、6ページで、計画調査については、過去4年で、テーマを挙げていただいて、こういう調査をやってきましたよということ、一方で、行政事業

レビューシートのところ、どういう者が受注していますかということで、例えば、26年度ですと、観光とエネルギーの分野は、ドーコンという会社が入札していたり、北斗エージェンシーという会社が入札していたりとあるんですけど。

それに関連しまして、質問1つ目は、これ、入札に参加するには、北海道に本社がないといけないとか、北海道で何人、人がいないといけないとかいう要件があるのかどうかというところと、あと、このドーコンとか北斗エージェンシーという会社は、過去の調査もやっぱりたくさんやっているんでしょうか。

【説明者】 個々の契約の条件でございますので、今持ち合わせはございませんが、基本的に業務に必須でない限りは、そういった北海道に本社がということはつけないという整理になってございます。

【説明者】 業務履行エリアに営業拠点があれば、基本的に問題ないというような考えで。旅費も、さまざまな事務費の起算点が、北海道であれば札幌になっていたりしますし、このリストの上のほうの受注者は、東京での契約でございますので、東京に本社がある、もしくは、東京に支店・営業所がある、そういった会社でございます。

【石田委員】 12ページの北海道開発計画調査等経費についてのところで、計画の主要施策の推進に向けた基礎調査を、平成24年度以降、食、観光、エネルギー、地域づくりの4つの重要テーマについて、重点的に調査を実施とありますが、推進に向けた基礎調査ですので、この調査を行ったことがどのようにそのアウトカムに貢献しているのかというのは、どのようにはかっているんでしょうか。

こちらの、24年度から27年度まで、4つで、全部で16個調査をやっているんですが、推進に向けた基礎調査なので、じゃ、推進に役立たなかったら、この基礎調査はむだだったということになると思うんですけど、推進にどういうふうに役立ったのかということ、どのように皆さんははかっているんでしょうか。

【説明者】 例えば、観光で申し上げますと、インバウンド観光の調査をやった結果と申しますのは、すぐに効果が出てくるというわけではありませんが、北海道を訪問する外国人観光者の方の数が増えていくかどうかというようなことで、はかることができると考えてございます。

それから、食の関係の輸出の関係の調査でいきますと、北海道産の食の輸出量がどの程度伸びていったかというようなことで、効果を把握することが可能だと思っておりますが、一番最初に述べさせていただきましたとおり、この調査の結果のどの程度の部分が、外国

人観光客の来道の数字に寄与しているか、あるいは、輸出にどの程度寄与しているかというのは、そのほかの施策も複合しているところもございますので、簡単には切り分けることが難しいということで、それらについては改善の余地があると考えてございます。

【石田委員】 見させていただくと、この4つのテーマ、毎年ぼんぼんぼんぼんと各テーマごとに4つあって、それで終わりというふうな感じで見えるんですけど、フォローアップというのはまずされていらっしゃるのでしょうか。

例えば、26年度だと、スポーツ・体験型ツーリズムの振興について検討というのをされるわけですよね。そうしたら、こういうことをやるといいですよというのを、調査報告書を北海道の地方自治体あるいは産業団体に渡して、その産業団体の人が、「いや、これはいい企画だ。非常にいい調査になりました」と言って、そのスポーツ・体験型ツーリズムという事業が何本立ち上がったと。それについて、こちらも調査しているから、ずっと毎年フォローして、ずっとこの事業がどんどん増えていっていますといたら、この調査は本当に役立ったねとなると思うんですけど、「調査しました。はい、みんな見てください」、それで終わりだったら、これが役に立ったか立たないかわからないと思うんですよ。

これ、調査には相当なお金をかけていらっしゃるわけですから、調査したら、それを団体に出しますよね。じゃ、その団体の人に本当に役立ったのかどうかの事後アンケート、あるいは、これが実際の新たな事業に結びついたのか。あまりにも大きなアウトカムだから、これをやったから直接はかれませんがわかりませんというのは、やっぱり税金がかかっているわけですから。さらに、お金の有効な使い方ということを考えるためには、単年度で終わるだけではなく、ずっとフォローアップをしていくことが必要だと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょう。

【説明者】 ご指摘のとおりでございまして、先ほど論点のところでご説明ございましたとおり、この調査成果の活用のための、さまざまな自治体さんや民間の方との参画等も含めましたフォローアップの仕方というものを、今後しっかり詰めていかなければいけないと考えております。

【石堂委員】 東京、名古屋、大阪のような人口がしっかり集中しているところ以外は、どこもいわば過疎化におびえているといえますか、それで、地域再生とかいろんな名前でもう国を挙げていろんな施策を打っているわけですよ。その幾つかの話、我々の耳に入ってくるわけですけど、その各省庁の施策が別に北海道を除外しているわけではなくて、北海道に対してもいろんな施策が打たれている。ところが、今回のレビューシートで、皆

さんは、この関連事業のところには、そういうものは一切ないんだと整理をしているんですね。これは、要は、さっき昭和25年の法律の話をしましたけれども、北海道総合開発計画に基づくものは自分のところだけしかやっていないんだという主張をしているだけのように思うんです。

あれだけたくさんある施策の中で、皆さんが調整を要する、あそこは何をやっているから、うちは、じゃ、これはやめてこれをやるというような調整をやらずに済むような時代では、今は全くないと思うんですね。それなのに、この関連する事業のところは何にも書いてないということは、自分たちはもう独自の施策を進めているんだと。ただ、いろいろ説明を聞いても、結局、その独自性というのは、昭和25年の法律に基づく北海道総合開発計画に基づく施策は、自分の国土交通省北海道局しかやっていないんだという主張をしているにすぎないように聞こえるんですけれども、いかがですか。

【説明者】 委員の今ご指摘ございました、本州各地で適用されている人口に関する施策については、それは私どもも関係省庁といろいろ協議をしながら計画策定をしておりますので、そういった情報の入手等は行うことができますし。

ただ、基本的に北海道は広域分散型社会でございます。特に人口減少が進む地方部にありましては、山居という、農家が散在している状況が北海道は顕著なのでございますが、その度合いが本州の基準では全くはかれないぐらい大きな広い対象になってございますので、一律、本州での施策をそのまま北海道に当てはめることができるかという、そうではないと思っております。

【石堂委員】 いやいや、そうではなくて、私、先ほど申し上げたように、いろいろと地域再生のために打たれる施策の中から、北海道地域だけが抜かれているわけではないわけです。いろんな省庁でやっている施策で、北海道を対象にしたものはたくさんあるんです。それが、どうしてこの関連事業の中に何も書かれないかということを知っているんです。それは、九州でやっている施策を北海道に持ってこいなんていうことを言っているつもりは全くない。

そのときに、なぜこの関連事業というところに書かれないかという、それは皆さんが北海道総合開発計画に基づくのは自分のところだけだと言っているから、かからないという結論になっているんじゃないですかとお聞きしているんです。レビューシートの2枚目ですよ。

【説明者】 関連した補助制度であるとかいうものは、例えば、エネルギーであれば経

済産業省さんであるとか、農水省さんの事業であるとかはあるという認識はございますけれども、個別に内容を、総合開発計画260ある施策に関連する補助事業全てをここに列挙することは適切ではないだろうということで、北海道のポテンシャルに着目した調査という意味で記入はしていないということでございます。

【石田委員】 先ほどの推進に向けた基礎調査なんですけど、これは、このテーマはどのようにお決めになっていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】 国の課題解決に貢献するという北海道の特性を考えた場合に、大きなテーマとして、食、観光、エネルギー、人口減少下での地域づくりと、こういう4つのテーマをずっとここ数年は継続してございます。

その中の、具体的にどんなテーマを行うかということにつきましては、先ほど申しあげました地域づくり連携会議で各自治体さんの方々の意見を聞き、あるいは、概算要求前に道庁さんとも意見交換を図り、その上で予算要求をいたしまして、進めていくという形でございます。

【説明者】 若干補足いたしますと、説明資料の3ページに、7期計画の中間点検結果の概要というものがございまして、20年にできた計画の中間年に点検をした結果、12の重点化・強化を図る施策というものが整理されまして、この中から4つを選んで実施しているということでございます。

【石田委員】 この終わった基礎調査は、大体1つのテーマでどれぐらいの分量があって、調査ですから、調査はどのような形でアウトプットが産出されて、それはどのような形で周知というか、告知されていくのか、ちょっと教えてください。

【説明者】 報告書という形にまとめまして、それにつきましては、北海道内の各地域で自治体等の方々にもその内容をお伝えするような場があればお伝えしたり、あるいは、ホームページ等に掲載することによって周知を図ったりと。あるいは、個別具体的に何か関連の事業者等にも働きかけたりと。例えば、レンタカー、ドライブ観光についての調査については、レンタカー協会さんに働きかけたりと、こういったことをしております。

【石田委員】 推進に向けた基礎調査なので、例えば、今のお話だと、具体的に、説明会を何回開催したとか、その参加人数がどれぐらいだったとか、お金をかけてやった調査なので、例えば、今回きれいにおつくりいただいているこのパワーポイントの資料のように、該当の関係者の方にきちんと説明しないと、ただ報告書って、多分結構な量だと思うんですね。何十ページという。それを「はい」と配布してお渡しする、あるいは、ホ

ホームページで見てねと言っても、この基礎調査が本来の意味で生きないような気がするんですよね。推進に向けたということは、アクション、アクセルかけたいわけですから、そこは調査をフィードバックするという手をもうちょっと積極的にお考えいただけたらありがたいかなと思いました。

【説明者】 ありがとうございます。

【石田会計課長】 すみません、1点だけ。先ほど記憶で語った部分がありまして、若干不正確になりましたので、訂正させていただきます。

法文上、国の定義でございますが、閣議決定とは書いていないんですが、計画に関して、関係公共団体が内閣に対して意見を申し出る、それに対して内閣が回答するという形になっていますので、計画策定主体が内閣であるということが、3条のほうの規定からは実際上読める形になっていまして、それに合わせまして、実際、閣議決定で計画は決まっているということで、条文上、閣議決定を明確に書いているかという点、明確に条文上は閣議決定と書いていなかったもので、実態は変わりませんが、念のため修正させていただきます。

【説明者】 すみません、補足させていただきます。

説明会の開催状況でございますが、平成24年度におきましては、道内の10カ所で、総参加者人数は334名ということでございます。

【石田委員】 ごめんなさい、しつこいんですけど。24年度って、予算は幾らでしたっけ。

1億6,000万。この1億6,000万は、24年度は全部推進に向けた基礎調査で使っている。

【説明者】 違います。

【石田委員】 じゃ、推進に向けた基礎調査は、24年度はお幾ら？

【説明者】 約4,400万ということでございます。

【石田委員】 で、334人の方がいらした。単純に1人で割ると、1人当たり13万円の調査ということですね。ありがとうございました。

【永久委員】 すみません、もう出しちゃったのであれですけども、この北海道の将来展望の検討を行うために必要な情報の収集・分析というののいただいた資料に、2,600万かけているんですね。これ、2,600万ですね。

後ろのほうに参考資料とかあって、国土交通省というものがついているパワーポイントのファイルみたいなのがありますが、これもその中に入っているんですね。

【説明者】 これですか。

【永久委員】 違います。DVDで送っていただいたやつです。

【説明者】 報告書のほうは、基礎調査関係の報告書のほかに、このレビューシートで申し上げますと、1番、2番の報告書。

【永久委員】 いやいや、僕が伺っているのは、個別の、北海道の将来展望の検討を行うために必要な情報の収集・分析で、いただいた資料というのは、報告書として、北海道開発の将来展望にかかわる調査検討業務報告書というのがあるんですけど、ここで2,600万というのは、これをつくるのに2,600万ですか。

【説明者】 さようでございます。

【永久委員】 そうですか。コメントは差し控えます。ありがとうございます。

【石田会計課長】 すみません、今、取りまとめておりますので、もうちょっとお時間をよろしく願います。

【石堂委員】 では、ちょっと時間があるようなのでお聞きしますけれども。たしか、今おおむね10年でやっている計画を前倒しして、次の計画に入っていくというお話で伺ったと思うんですけども。今、例えば、27年度の予算を使って、次期の計画というものについても支出はしているんですか。次の前倒しして、今度は第8期と呼ぶのかどうかはあれですけども、次の総合計画のための検討なり何なりの支出というのも、27年度の予算から使ってはいるんですか。

【説明者】 はい。まだ最終的に精算変更まではしておりませんが、契約をしたところでございます。

【石堂委員】 そうですか。

それで、しつこいようですけども、それもやっぱり法律的な根拠は今までのままでいいんだという前提でやっていると。

【説明者】 法律は、北海道開発法でございます。

【石堂委員】 そのことについては、私はこれは変だなと思って、さっきから言っているんですけども、省内とかでは、これを見直さなければならんという議論は、今まで一度も起きたことはないんですか。

だって、これ、やっぱり字の読める人が読んだら、違和感ありますよ。昭和25年、65年前の法律に基づいてやってるんだってさという話でね。それが、実は、ここに書いてある文言そのものにはよっていないとか、いろいろ後から説明されても、それならそっち

へ書いてよという、さっき私が言ったとおりになるはずだし。それを、本当に皆さん、国交省の中で、この確固たる北海道開発法でこれからもいくんだということに整理がついているのか。さっきも言いましたように、これは一回見直したほうがいいのではないかという議論が起きたことが一回もないのか。その辺をちょっとお伺いしたいですね。

【説明者】 今の計画を審議しておる分科会の場で、委員の先生から、この法律についての意見、質問があったことはございます。

その解釈について、内部で検討いたしまして、先ほど申し上げたように、法律上の整理としては解釈できるということを内部で検討してございます。

【石堂委員】 その解釈の過程というか、先ほど一通り説明はお聞きしましたが、現実には、その後の見直しの、ここの部分によって今の総合開発計画はあるんだというのは、資料にしようと思えばできるんですか。さっき言ったように、戦後復興と人口問題解決ではないんだぞということがしっかり書いてあるものというものはあるんですか。

【説明者】 現にこれまで7期の計画がございしますが、それぞれ人口や産業の適正配置であるとか、環境への貢献といったことで、内容を読みかえた政府としての文書としての閣議決定の計画がございしますので、その中で、その時々々の国の課題が何か、北海道は何をすべきかということが……。

【石堂委員】 いやいや、いいんです。閣議決定があったとおっしゃるけど、その閣議決定が法律と違ってはおかしいわけでしょう。私はあくまでも法的根拠があるかとお聞きしているんです。閣議決定が天から降ってくるわけではなくて、それはやはり法律的に根拠があるものに基づいた閣議決定でないとおかしいでしょう。

【説明者】 何をそのときの国の課題と考えるかという意味の解釈に関しまして、政府としての文書があるというふうに理解しております。

【石堂委員】 ですから、今、憲法でもいろいろ言ってますけど、ここで解釈が変わったんだということを明示しているものはあるんですか。解釈を変えるんだと。法律には確かにこう書いてあるけれども、今後は、これではなくて、こういう解釈でこのところは読むぞと。

それが、あるときはAと書いてあったものが、あるときBという閣議決定があったから、これはAをBに読みかえたんだというふうに考えるだけなんですかね。

【説明者】 委員のご指摘の件につきまして、法律の解釈をこう解釈するのだというように形で閣議決定をしたことはございません。ただ一方で、先ほども申し上げましたが、

戦後の復興が一段落しまして、高度成長期辺り、それから、それ以降の累次の閣議決定で、私の把握している限りで、おそらく第5期くらいの計画、昭和60年代ぐらいでしょうか、そのころからの計画では、北海道開発、もちろん開発法に基づいてはいますけれど、計画としては、その時々々の国の課題の解決に貢献していくのだという形で累次閣議決定させていただいております。

【石堂委員】 わかりました。そういう意味では、資料に今適用されている閣議決定を書いて、そこからスタートすべきだったんですね。

【説明者】 その点は、わかりづらい部分といたしますか、あったかと思えます。申し訳ございません。

【長谷川委員】 時間も迫っておりますので、取りまとめのほうを発表させていただきます。

評価結果としましては、内容の一部改善が1名、抜本的改善が4名、廃止が1名ということでございます。

主なコメントをご紹介しますと、北海道を対象とした長期的な計画というのは必要だけでも、道庁との仕事の整理等、統廃合も検討すべきではないか。

地方の振興は、地域再生として全国的に各省庁で実施されておりますし、北海道関係でも多くやっている。他省庁との施策のすり合わせの上、再スタートされるべきではないか。

あるいは、企画、立案の過程において、客観的な数値目標を策定し、推進状況について、もう少し精緻にモニタリングすべきではないか。

また、調査につきましても、単年度限りで終わりということではなくて、フォローアップ、新たな事業の立ち上げなども進めるべきではないか。少なくとも推進に向けた基礎調査については、もう少し明確な効果測定の努力をすべきではないか。

調査内容と成果の結びつきが少し不明瞭なので、そのあたりを含めて、もう少しフォローアップを充実化させてはどうか。

調査が企画、立案、推進に本当に寄与しているのか、今の段階では明らかに検証できないので、もう少しその部分については改善していただきたい、というような意見が主にありました。

これらの意見を踏まえまして、プロセスの評価結果取りまとめとしましては、北海道を対象とする長期的な計画は必要であるけれども、道庁の仕事との再整理を検討すべき。地方の振興は、地域の再生として全国的に各省庁でも行われており、他省庁との施策のすり

合わせを行って、事業の内容については見直すべき。企画、立案の過程において客観的な数値目標を策定し、推進をモニタリングし、成果との結びつきをより明確にすべき。単年度限りとするのではなく、調査のフォローアップ、新たな事業の立ち上げなども進めるべきというような意見というふうな取りまとめにさせていただきたいと思っております。

コメント、ご意見等いかがでしょうか。

一部、法律的な根拠とか解釈について非常に鋭いご意見をいただきましたけれども、一応今回は、行革の事務局からも、法律的な解釈論とか、もう少し大きな意味での政策とか法律自体の存廃というもの自体は、ここでの議論の対象ではないということで、それはご指摘としてはご指摘で非常に貴重なものですが、それを前提とした事業のあり方ということでしたので、取りまとめの意見としては、今、こういう形でまとめさせていただいております。

では、これで取りまとめとさせていただきたいと思います。

【石田会計課長】 どうもありがとうございました。

これで、5項目めを終了とさせていただきたいと思います。

6項目めでございますが、10分ほど休憩いただきまして、4時10分めどで開始させていただきます。よろしくお願いいたします。